



長居検査員。おはようございます。
先日の続きで、道路等の「現場密度」に関しての、
『注意・改善すべき事例』について、
具体的に、紹介して頂けませんか？



はい。わかりました。
若井検査員。



以前、道路等の「現場密度に関する不適合工事」については、
「工事検査通信 No.28の事例3」で、紹介して頂きましたが、
その他にも、現場密度に関して、
『注意・改善すべき事例』がありますか？



若井検査員は、
“道路土工”における「現場密度」の締固めの判定基準が、
改正されていることを、ご存じですか？



はい。私の監督員時代は、“道路土工”の場合、
『1回当たり横断方向に3点から試料を採取して、
“平均値”で判定を行う』でしたが、
改正年は忘れましたが、今は、“最低値”ですよね。



そのとおりです。
正確には、H25.10.1適用の共通仕様書から、
『1回の試験につき3孔で測定し、3孔の“最低値”で判定を行う』
に、改正されているんですよ。



そうでした。
H25.10.1改正でしたね。



よく、検査時に、
地質コンサル等からの土質試験結果を確認すると、
まだ、“平均値”となっている報告書が見受けられます。
受注者は、地質コンサルからの報告書を、
ただ、受け取るだけでなく、改正されていることを、
地質コンサル等にも、周知して頂きたいのです。
ただし、舗装・路盤工、及び河川・海岸・砂防土工は、
従来のとおり、“平均値”となっております。



“道路土工”締固めの判定基準が、『3孔の“最低値”』の周知以外に、
何か、『注意・改善すべき点』があるのですか？

先程も言いましたが、
受注者は、試験結果報告書を受け取り、
そのまま、品質管理ファイルに綴っているだけの事例が多いです。
それでは、正しく『品質管理を行っている』とは言えないと、
私は思っています。



そのまま、報告書を綴って、
何がいけないのでしょうか？

地質コンサルからの報告書は、
あくまで、試験結果であって、
「規格値に対する合否判定」までは、行っておりません。
『合否判定』をするのは、受注者、即ち現場技術者です。



では、どのように管理すれば、いいのですか？

例えば、As舗装の場合、試験結果の平均値を、試験個数によって、
 $X3=96.5\%$ 、 $X6=96\%$ 、 $X10=96\%$ の中から、
該当する規格値に基づいた「合否判定結果」まで行えば、
正しく『品質管理を行った』と、言えると思います。



なるほど。
私も、今のお話を伺って、そのとおりだと思いました。
試験結果の合否判定を、
土質報告書で判断しただけでは、ダメですね。

その他に、
“農村整備”を代表する、“ほ場整備”に関して、
『注意・改善すべき事例』がありますので、
その件は、次回、間締検査員に紹介します。



●本日のポイント

上記会話の中では、道路土工の路体・路床工を例としましたが、表層工や上層・下層路盤工等も、『試験結果合否判定表』等まで作成すべきと思います。
特に、表層工は、縦断勾配によって、合材の種類が区間毎に異なる場合があるので、それぞれの区間毎の施工面積に見合った密度試験が理想であり、また、『現場密度の合否判定表』等の作成まで、受注者を指導しましょう。

なお、As舗装や路床工の『試験結果合否判定表』の記載例(任意様式)を、作成しましたので、参考にしてください。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(カ)検査員



：若井(カ)検査員